

東京高等裁判所第4刑事部 裁判長 大野勝則 様

部落問題に取り組むキリスト教連帯会議（部キ連）	議長 奥村貴充
日本キリスト教協議会（NCC）	議長 吉高 叶
日本基督教団	議長 雲然俊美
日本カトリック部落差別人権委員会	委員長 中村倫明
近畿福音ルーテル教会 部落問題に取り組むキリスト教連帯会議委員会	
在日大韓基督教教会	総会長 中江洋一
日本キリスト教会 人権委員会	
日本自由メソヂスト教団	
日本聖公会	人権担当主教 入江 修
日本ナザレン教団 社会委員会	
日本バプテスト同盟	理事長 大矢誉生
日本バプテスト連盟	
日本福音ルーテル教会	総会議長 大柴譲治

キリスト者による狭山要請行動 要請文

狭山事件の第三次再審請求で狭山事件再審弁護団が請求する11人の鑑定人尋問と
万年筆インクに関わる鑑定を速やかに実施するように求めます

1. 新規かつ明白な証拠の意義：

狭山弁護団が2006年5月23日、第3次再審請求を東京高裁に申し立て16年が経過しています。冤罪の再審を申し立てている石川一雄さんはすでに84歳です。これまでに石川さんの無実を証明する証拠257点が東京高裁に提出されています。

スコープに付着した土についての鑑定、脅迫状を書いたとされる筆跡の鑑定などは、無視してはならない証拠です。特に蛍光X線分析で、石川さんの家から発見された万年筆は被害者のものではないことを科学的に証明したことは画期的な新証拠です。この鑑定は誰もが認める科学分析によって行われているからこそ再審に関して決定的に大きな意味があります。

2. キリスト者と部落問題：

本日、キリスト教団体・教派代表による「キリスト者による狭山要請行動」として東京高裁にまいりました。私たちキリスト者は、2016年の部落差別解消推進法の趣旨を踏まえ、それぞれのキリスト教団体・教派で部落差別をなくす教育啓発、相談、調査研究などに取り組んでいます。蛍光X線分析を行った下山第2鑑定など257点の証拠が石川さんの無実を示すことは明らかですが、狭山事件は単なる冤罪ではなく、部落差別に基づく冤罪であるという観点からも取り組んでまいりました。

3. 事実調べの意義と要請事項：

狭山事件では1974年の無期懲役の判決以来およそ半世紀もの間、一度も事実調べがおこなわれていないことは裁判所の義務不履行、怠慢です。新規かつ明白な証拠が出された以上、事実調べをすべきです。憲法で保障された公正・公平な裁判の精神に立って、狭山事件再審弁護団が2022年8月に請求した11人の鑑定人尋問と万年筆インクに関わる鑑定を東京高等裁判所が速やかに実施するように求めます。